

令和元年度
航空自衛隊基地等調達
オープンカウンター方式実施要領

令和元年11月22日

航空幕僚監部総務部会計課

令和元年度航空自衛隊基地等調達オープンカウンター方式実施要領

(目的)

第1条 この要領は、航空自衛隊の基地等調達における各契約機関（以下「各契約機関」という。）がオープンカウンター方式により実施する物品の調達、役務の提供、その他の契約（以下「物品調達等」という。）の見積合わせ等を行う場合の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 オープンカウンター方式とは、会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第5項の規定に基づき実施する随意契約における物品調達等の見積合わせにおいて、見積りを徴する相手方を特定することなく、見積合わせに参加を希望する者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式をいう。

(対象案件)

第3条 この要領は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第99条第2号から第4号まで及び第7号に規定する契約のうち、各契約機関の契約担当官（会計法第29条の2第3項に規定する契約担当官をいう。）がオープンカウンター方式によることが適当であると認められるものを対象案件とする。

(対象案件の公表)

第4条 対象案件は、「オープンカウンター方式による見積依頼について」の名称を付し、各契約機関の基地ホームページ及び必要と認める場合は各契約機関所定の掲示板（以下「基地ホームページ等」という。）で公表する。

2 前項において公表に付する事項は、種別、調達番号、件名、納入（履行）場所、納期（履行期限）、見積依頼書公表日、見積書提出期限、見積合わせの日時、防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）及び各契約機関の契約担当官（以下「契約担当官」という。）が必要と認める場合の参加条件とする。

3 公表する期間は10日間を基準とする。

4 契約案件により、防衛省等の競争契約における仕様書等の掲載基準に準じ、調達要求元が掲載が必要と判断し、契約担当官が支障がないと認めた場合は、仕様書その他の関連書類を公表できるものとする。

5 公表する様式については、別表第1及び別表第3を基準とする。

(参加資格)

第5条 見積合わせに参加することができる者は、次の各号に該当する者とする。

(1) 予決令第70条の規定に準じて、これに該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は同条中、特別の理由がある場合に該当するものとする。

(2) 予決令第71条の規定に準じて、これに該当しない者であること。

- (3) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）のC又はDの等級に格付けされ、地域の競争参加資格を有する者
- (4) 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第50条第1項に規定する「事業継続力強化計画」又は同法第52条第1項に規定する「連携事業継続力強化計画」の認定を受けた中小企業者（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）
- (5) (3)又は(4)に該当しない中小企業者であって、同一の相手方（公的機関、民間企業のいずれかを問わない。）に対し、直近1年間で1ヶ月以上にわたり、常時継続的に物品を納入し、又は役務等を提供している実績が確認できる事業者
- (6) 見積の提出日までの1年間において、本契約の契約担当官との間で契約を締結した実績がある事業者（(3)の競争参加資格において、A又はBの等級に格付けされている者を除く。）
- (7) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (8) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (9) 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。
- (10) その他、契約担当官が必要と認める場合は、参加条件を見直すことができる。

（見積書の提出等）

第6条 見積合わせに参加を希望する者は、基地ホームページ等で掲載又は当該契約機関の契約担当官が手交した見積依頼、本要領、仕様書、その他詳細資料（以下「仕様書等」という。）を熟覧又は熟読した上、見積りしなければならない。

- 2 前項において希望があれば、手交に替え仕様書等をファックス等にて受領することができる。
- 3 見積書の様式は任意とする。ただし、見積依頼において、様式及び記載方法等を示している場合はそれによるものとする。
- 4 見積書は、次の要領により記載しなければならない。
 - (1) 件名、金額、数量、調達番号、履行期限、履行場所、日付を記載するほか見積者（法人又は団体の場合は代表者）の記名押印をすること
 - (2) 見積金額を訂正しないこと
 - (3) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭とならないこと
 - (4) 同一人が金額の異なる2通以上の見積りを作成しないこと
 - (5) 前各号に掲げるほか、契約担当官の指示に違反しないこと
- 5 見積書の提出の際に、前条第3号に定める参加資格が必要となる場合は、当該資格を持つことを証明する書類の写し（以下「資格証明書」という。）を提出するものとする。ただし、見積書の提出時に当該競争参加資格を有していない者にあつては、見積合わせの前日までに資格証明書を提出するものとする。

- 6 見積書及び資格証明書の提出に当たっては、持参の他、郵送又は民間業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により提出しなければならない。ただし、契約担当官が認めた場合は、ファックスによる提出を可とする。
- 7 前項において、資格証明書を含め、見積書提出期限までに到達しなかった見積書は無効とする。
- 8 一度提出した見積書の引換え、変更又は取消しは認めないものとする。

（同等品の承認）

- 第7条 同等品による見積書の提出を希望する者は、見積書提出前に同等品の申請を行い、その承認を得るものとする。
- 2 同等品の申請は、対象案件を公表した日から起算して5日目（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を含まない。）を基準とし、公募時において定めた期限までに提出するものとする。

（見積合わせ）

- 第8条 見積合わせに参加を希望する者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 見積合わせの日時は、公示する見積依頼に記載した日時に非公開で行うものとする。
 - 3 見積書の提出期限までに見積書の提出がないとき、又は予定価格の制限に達した価格の見積書がないときは、契約担当官が選定した者へ見積りを依頼することができるものとする。

（無効な見積書）

- 第9条 次の各号に該当する見積書は無効とする。
- (1) 参加資格要件を有しない者が提出した見積書
 - (2) 件名、金額、氏名、押印等見積書に記載等を必要とする事項を欠く見積書
 - (3) 金額を訂正した見積書
 - (4) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な見積書
 - (5) 公正な競争の執行を妨げた者が作成した見積書又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者の見積書
 - (6) 同一人が作成した金額の異なる2通以上の見積書
 - (7) 記載する見積書提出期限までに提出されなかった見積書
 - (8) 仕様書等で定める条件に違反して提出された見積書
 - (9) 前各号に掲げるほか、契約担当官の指示に違反し、又は見積りに関する必要な条件を具備していない見積書

（契約の相手方の決定）

- 第10条 有効な見積書をもって申込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申込みをした者を契約の相手方として決定するものとする。
- 2 契約の相手方となるべき同価の見積書をもって申込みをした者が二人以上あるときは、予決令第83条の規定に準じて、くじ引きにより契約の相手方を決定するものとする。
 - 3 くじ引きの日程は、別途通知するものとする。この場合において、くじ引きに参加することができない者があるときは、これに代わって各契約機関の所属する部隊等の契約事務に関係のない職員にくじを引かせることができる。
 - 4 契約の相手方を決定したときは、速やかに当該契約の相手方に決定した者に対して通知するものとする。

(結果の公表)

- 第11条 オープンカウンターの結果の公表については、次項を基準とするが、公表の要否及び公表する項目については、契約担当官の所定とする。
- 2 オープンカウンターの結果は、「オープンカウンター方式による見積依頼・結果について」の名称を付し、各契約機関の基地ホームページ等において、契約の相手方の決定後、速やかに公表するものとし、公表期間は1ヶ月とする。公表に付する事項は、調達番号、件名、提出者数、受注決定者及び決定価格とし、公表する様式は、別表第2及び別表第4を基準とする。この項の規定により、公表した場合は、オープンカウンターの結果に関する照会には応じないものとする。

(契約の締結)

- 第12条 契約の相手方は、契約書の作成を要する場合においては、契約担当官から交付された契約書案に記名押印し、契約の相手方に決定した日の翌日から起算して7日以内（行政機関の休日を含まない。）にこれを契約担当官に提出しなければならない。ただし、契約担当官から承諾を得たときは、この期間を延長することができる。
- 2 契約の相手方が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、契約の相手方としての効力を失う。
 - 3 契約の相手方は、契約書の作成を要しない場合においては、契約の相手方に決定した後速やかに請書（防衛省所管契約事務取扱規則（平成18年防衛庁訓令第108号）第53条に規定する別記第14号書式、別記第15号書式又は別記第16号書式）を契約担当官に提出しなければならない。ただし、契約担当官がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。
 - 4 予算決算及び会計令第100条の3第3号の規定に基づき、オープンカウンター方式による契約の締結に当たっては、確実な契約履行が確保できないおそれがある場合を除き、契約保証金は免除するものとする。

(異議の申し立て)

- 第13条 本要領に基づく見積書を提出した者は、見積書提出後に、仕様書等の不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他)

第14条 その他、本要領による契約について必要な事項は、次のとおりとする。

- (1) 見積書作成及び提出等に係る費用は、すべて見積合わせに参加する者が負担する。
- (2) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約担当官は、契約の相手方を決定するために、見積合わせ参加者に対して追加資料の提出を求めることができる。
- (4) 契約担当官は、都合により、見積合わせを取り止めることができる。
- (5) 契約の相手方として決定した者が正当な理由なく、契約を履行しない場合等不正又は不誠実な行為をした場合においては、指名停止措置を行うことができる。

附則

この要領は、発布後、令和元年度の物品調達等の見積合わせから適用する。